平成２７年度

運営の手引き

福祉用具貸与／
介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売／
特定介護予防福祉用具販売

横浜市　介護事業指導課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

目　次

項目　頁

項目	頁

〈記載方法について〉

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与で、内容が基本的に同じものは１つにまとめ、福祉用具貸与の文言で記載しています。介護予防福祉用具貸与については適宜読み替えてください。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売で、内容が基本的に同じものは１つにまとめ、特定福祉用具販売の文言で記載しています。特定介護予防福祉用具販売については適宜読み替えてください。
例：福祉用具貸与→介護予防福祉用具貸与、要介護→要支援、居宅介護支援→介護予防支援

Ⅰ　基準の性格等

1　基準条例の制定

従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号。いわゆる「第1次一括法」）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなり、本市では、次のとおり当該基準等を定める条例を制定しました。

市内に所在する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、条例の施行日である平成 25 年4月1日から、条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

【指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売に関する基準】
○　横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
（横浜市条例第 76 号。以下「居宅条例」という。）

【指定介護予防福祉用具貸与・指定特定介護予防福祉用具販売に関する基準】
○　横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
（横浜市条例第 78 号。以下「予防条例」という。）

（参考）居宅条例及び予防条例の掲載場所
○　横浜市ホームページ
トップページ ＞ 健康福祉局 ＞ 高齢者福祉の案内 ＞ 条例・計画・協議会
（http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/）

2　基準の性格

●指定居宅サービスの事業の一般原則【居宅条例第3条・予防条例第3条】

○　指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

○　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければなりません。

●基準の性格【老企 25　第1】

○　基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

○　指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
①　相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
②　相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
③　正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるとされています。（③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示します。）

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができるとされています。

○　ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

①　次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

イ　指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

ロ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他の財産上の利益を供与したとき

②　利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

○　運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする、とされています。

○　特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

●指定居宅サービス事業者の指定【居宅条例第4条・予防条例第4条】

○　法人格を有していない者は指定を受けることができません。

（ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りではありません。）

○　横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第２条第２号の暴力団、同条第５号の暴力団経営支配法人等又は同条例第７条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（以下この項において「暴力団等」という。）は指定を受けることができません。

Ⅱ　基本方針

◆　福祉用具貸与　　（居宅条例第 231 条）

指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

◆　介護予防福祉用具貸与　　（予防条例第 220 条）

指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければなりません。

◆　特定福祉用具販売　　（居宅条例第 246 条）

指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第 13 項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

◆　特定介護予防福祉用具販売　　（予防条例第 235 条）

指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第 13 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

Ⅲ　人員基準について

（１）　**管理者**　［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第233条・予防条例第222条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第248条・予防条例第237条）

管理者は、常勤であり、原則として専ら当該福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所の管理者の職務に従事する者でなければなりません。

ただし、以下の場合であって、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができます。

①　当該福祉用具貸与事業所・介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所・特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事する場合

②　当該福祉用具貸与事業所・介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所・特定介護予防福祉用具販売事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合であって、特に当該福祉用具事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

【ポイント】

- **他の場所にある事業所や施設の職務を兼ねることはできません。**
- **同一敷地内でも他の法人の事業所の業務に従事することはできません。**

管理者の責務：Ｐ22 参照

【指導事例】

- **管理者が他の場所にある法人事務所の業務を兼務していた。**

（２）　**福祉用具専門相談員**　［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第232条・予防条例第221条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第247条・予防条例第236条）

○　必要数

福祉用具専門相談員の必要員数は、**常勤換算方法で２以上必要です。**

○　資格

福祉用具専門相談員の資格は、次のとおりです。

①　介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士

②　介護職員初任者研修課程修了者

（介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修１級・２級課程修了者）

※②に該当する者は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号及び介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、平成27年４月１日より福祉用具専門相談員の要件から除かれます。（Ｐ７、８参照）

③　福祉用具専門相談員指定講習の修了者

④　都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習の修了者（Ｐ７、８参照）

【国Ｑ＆Ａ】平成27年４月改定関係Ｑ＆Ａ（平成27年４月１日）　問177

Ｑ　平成27年４月から福祉用具専門相談員の要件が見直されることに伴う経過措置について、
①人員基準についても経過措置期間中は養成研修修了者の配置により満たされるということでよいか。
②経過措置の適用は既に福祉用具専門相談員として従事している者のみ対象となるのか。

Ａ　①経過措置が適用される者についても経過措置期間中は指定基準の福祉用具専門相談員の員数として計上が可能である。
②本令施行の際（平成27年４月１日）、現に養成研修終了者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。

【ポイント】

※「常勤換算」Ｐ６参照

※　管理者業務に従事する勤務時間は福祉用具専門相談員の常勤換算に含められません。

・　事業所として最低限確保しておかなければならない員数ですので、サービス利用実績が少ないからといって確保しなくていいというわけではありません。

【指導事例】

- **福祉用具専門相談員が常勤換算で 2.0 確保されていなかった。**
- **無資格の従業員がサービス提供を行っていた。**

【一体的に運営する福祉用具貸与事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所の場合の人員基準について】

指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受け、かつ、両事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定福祉用具貸与事業の人員基準を満たすことによって指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業の人員基準も満たします。

（３）　用語の定義　〈老企 25　第二　２〉

①　「常勤換算方法」

従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務延時間数は当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入します。

②　「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数をいいます。

なお、従業者１人につき、勤務延時間に算入することができる時間は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

③　「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

また、同一敷地内の事業所で、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、職種ごとの時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たします。

④「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。

【国Ｑ＆Ａ】

〔常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い〕

Ｑ　常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

Ａ　「常勤換算方法」とは、非常勤の従業者について、「事務所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第２条第８号等）とされている。また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。））として明確に位置付けられている時間の合計数」である。（居宅サービス運営基準解釈通知第二２・（２）等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間に該当しないので、常勤換算する場合の勤務時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第二・２・（３）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が歴月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

福祉用具専門相談員とみなす者について

平成18年４月１日適用
一部改正　平成25年４月１日適用
全部改正　平成27年４月１日適用
神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

介護保険法施行令（平成10 年政令第412 号）附則第18 条第２ 項第１ 号の規定に基づき、神奈川県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当するものとして公示する課程（適格講習）を修了した者として、福祉用具専門相談員とみなす者は、次のとおりとする。

	資格・要件等	証明書等	講習会等実施者（証明を所管する機関）	講習会等の実施時期
1	福祉用具専門相談員指定講習会修了者（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年３月31日厚生省令第37号））	修了証書	・厚生省、厚生労働省の指定を受けた講習会事業者	平成11年度～平成17年度

＊福祉用具専門相談員に従事する場合の証明書は、上記の証明書等を持って替えることができる。

（経過措置）
平成27 年３ 月31 日において、改正前の「福祉用具専門相談員とみなす者について」に掲げる次の資格・要件等により、現に福祉用具専門相談員として福祉用具貸与又は販売に従事する者については、平成28 年３月31 日までの間に限り、なお従前の例によることとする。

	資格・要件等	証明書等	講習会等実施者（証明を所管する機関）	講習会等の実施時期
1	訪問介護員養成研修修了者（１級課程・２級課程） （「訪問介護員に関する省令」（平成 12 年３月10日厚生省令第23号））	修了証明書	・都道府県 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成12年度～平成17年度（平成 17 年度中に指定を受けて平成18年度に実施した研修も含む）
2	ホームヘルパー養成研修修了者（１級課程・２級課程）（平成３年６月27日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」、平成７年７月 31 日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」）	修了証書	・都道府県 ・指定都市 ・都道府県、指定都市及び厚生省から指定を受けた養成研修事業者	平成３年度～平成11年度（平成 11 年度中に指定を受けて平成12年度に実施した研修も含む）
3	家庭奉仕員講習会修了者（昭和 62 年６月 26 日付け厚生省通知「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」）	修了証書	・都道府県 ・指定都市	昭和62年度～平成２年度
4	家庭奉仕員採用時研修修了者（昭和57年９月８日付け厚生省通知「家庭奉仕員の採用時研修について」）	修了証書等	・市町村 ・都道府県	昭和57年度～昭和61年度
5	昭和57年度以前に県内で家庭奉仕員として活動していた者	家庭奉仕員として市町村で従事していた旨の証明書	・県内市町村	～昭和57年度
6	神奈川県立紅葉ヶ丘高等職業技術校、同小田原高等職業技術校及び横浜市中央職業訓練校の介護に関する訓練科の昭和 57 年度～平成３年度の修了者	修了証書	・各高等職業技術校	昭和57年度～平成３年度

７	居宅介護従業者養成研修修了者 （１級課程・２級課程） （「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の 提供に当たる者として厚生労働大臣が定め るもの」（平成15 年３ 月24 日厚生労働省告示第110 号））	修了証明書	・都道府県 ・指定都市 ・中核市 ・都道府県、指定都市及び中核市の指定を受けた養成研修事業者	平成 15 年度～ 平成 17 年度
８	障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了者（１級、２級） （平成13 年６月20 日付け障発第263 号厚生労働省通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」）	修了証明書	・都道府県 ・指定都市 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成 13 年度～ 平成 14 年度

Ⅳ　設備基準について

（１）　**設備及び備品等**	［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第234条、予防条例第223条） ［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］　（居宅条例第249条、予防条例第238条）

●貸与のみ

指定福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を備えなければなりません。

○　福祉用具貸与品保管のために必要な設備

イ　清潔であること

ロ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

※　但し、当該事業所が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。

消毒業務を委託している場合・・・衛生管理等：Ｐ24参照

【ポイント】

- **清潔庫と不潔庫を明確に区分すること。**

○　福祉用具貸与品消毒のための必要な設備（消毒業者に委託する場合は不要）

福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること

●貸与・販売

事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければなりません。

○　利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースの確保

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること

【指導事例】

- **相談室がオープンであり、プライバシーに配慮した適切なスペースとは認められなかった。**
- **事業所のレイアウトを変更していたが、届出を行っていなかった。**
- **委託契約で指定を受けている消毒会社が、他の方法で消毒・保管されていたものを提供していた。**

Ⅴ　運営基準について

1　サービス開始の前に

（1）　内容及び手続きの説明及び同意

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］(居宅条例第245 条(第９条準用)、予防条例第231 条(第９条準用)
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］(居宅条例第256 条(第９条準用)、予防条例第243 条(第９条準用))

福祉用具貸与（特定福祉用具販売）サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項を記した文書を交付して説明**を行い、**サービス提供の開始について利用申込者の同意を文書により**得なければなりません。

【ポイント】

「重要事項を記した文書」（＝重要事項説明書）に記載すべきと考えられる事項は、以下のとおりです。
ア　法人、事業所の概要（法人名、事業所名、事業者番号、併設サービスなど）
イ　営業日、営業時間
ウ　利用料（貸与、販売の価格）
エ　従業者の勤務体制
オ　事故発生時の対応
カ　苦情処理の体制（事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載）
キ　その他、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

※　<u>重要事項を記した文書を説明した際には、内容を確認した旨及び交付したことがわかる旨の署名を得てください。</u>
※　重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

サービス提供開始の同意については、利用申込者及び福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業者双方を保護するためにも、書面（契約書等）により確認してください。

【指導事例】

・　重要事項説明書を利用者に説明し、同意を得て、交付したことが記録等で確認できなかった

（2）　サービス提供拒否の禁止

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］(居宅条例第245 条(第10 条準用)、予防条例第231 条(第10 条準用))
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］(居宅条例第256 条(第10 条準用)、予防条例第243 条(第10 条準用))

正当な理由なく福祉用具貸与（特定福祉用具販売）サービスの提供を拒んではなりません。

【ポイント】

原則として、利用申込に対して応じなければなりません。
特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁じられています。
提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、
①　事業所の現員では、利用申込に応じきれない場合。
②　利用申込者の居住地が、事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し、自ら適切なサービス提供を行うことが困難な場合とされています。

（３）　サービス提供困難時の対応
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第11条準用)、予防条例第231条(第11条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第11条準用)、予防条例第243条(第11条準用)）

（２）サービス提供拒否の禁止（Ｐ10）の①、②などの理由で利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者（特定福祉用具販売事業者）等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければなりません。

（４）　受給資格等の確認
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第12条準用)、予防条例第231条(第12条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第12条準用)、予防条例第243条(第12条準用)）

利用の申込みがあった場合は、その者の（介護保険）被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。
被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、これに配慮して福祉用具貸与（特定福祉用具販売）のサービスを提供するよう努めなければなりません。

（５）　要介護(要支援)認定の申請に係る援助
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第13条準用)、予防条例第231条(第13条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第13条準用)、予防条例第243条(第13条準用)）

要介護・要支援認定を受けていない者から利用申込があった場合には、要介護（要支援）認定の申請が、既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
また、居宅介護支援事業者を利用していない利用者に対しては、継続して保険給付を受けるためには、要介護（要支援）認定の更新が必要となりますので、遅くとも要介護（要支援）認定の有効期間満了日の30日前には更新申請が行われるよう、必要な援助を行わなければなりません。

２　サービス開始に当たって

（１）　心身の状況等の把握
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第14条準用)、予防条例第231条(第14条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第14条準用)、予防条例第243条(第14条準用)）

利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

（２）　居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第15条準用)、予防条例第231条(第15条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第15条準用)、予防条例第243条(第15条準用)）

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に情報を提供しなければなりません。

（3）　居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービス提供
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第17条準用)、予防条例第231条(第17条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第17条準用)、予防条例第243条(第17条準用)）

居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与（特定福祉用具販売）サービスを提供しなければなりません。

（4）　居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第18条準用)、予防条例第231条(第18条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第18条準用)、予防条例第243条(第18条準用)）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

（1）～（4）の【ポイント】

（1）～（4）までは、他のサービス事業者等、特にケアマネジャーとの密接な連携が必要となります。

○　サービス担当者会議の出席

居宅サービス計画を変更する場合等に、ケアマネジャーは福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業者等の居宅サービス事業者等を集めてサービス担当者会議を開催することになっています。福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業者はやむを得ない理由がない限り、この会議に出席しなくてはなりません。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、当該会議へ参加し、専門的見地からの意見を述べるようにしてください。

※居宅介護支援事業者等との連携については、Ｐ20「居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携」を参考にしてください。

【指導事例】

- **理由なく、恒常的にサービス担当者会議に出席していなかった。**

（5）　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第16条準用)、予防条例第231条(第16条準用)）

サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（法定代理受領の要件）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、福祉用具貸与サービスを法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明しなければなりません。

また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければなりません。

3　サービス提供時

（1）　身分を証する書類の携行
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第19条準用)、予防条例第231条(第19条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第19条準用)、予防条例第243条(第19条準用)）

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければなりません。

（２）　サービス提供の記録
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第245条(第20条準用)、予防条例第231条(第20条準用)）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第250条、予防条例第239条）

福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

○　福祉用具貸与

・　福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容（利用者の心身の状況その他必要な事項）等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

○　特定福祉用具販売

・　特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容（利用者の心身の状況その他必要な事項）等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

記録の保存期間：Ｐ28 参照

【指導事例】

・　**貸与した福祉用具の使用状況の確認のため訪問した際の利用者の心身の状況等、具体的なサービス提供記録がなかった。**
・　**福祉用具を貸与、特定福祉用具を販売した際のサービス提供記録が全くなかった。**

４　サービス提供時の注意点

（１）　基本取扱方針［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第236条、予防条例第232条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第236条準用)、予防条例第244条）

○　福祉用具貸与・特定福祉用具販売

・　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減につながるよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
・　常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与（特定福祉用具を販売）しなければなりません。
・　自らその提供する指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

○　介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

・　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
・　自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければなりません。
・　指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供に当たり、利用者が出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
・　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。

（２）　具体的取扱方針　（貸与）　[福祉用具貸与]（居宅条例第237条、老企25-第三-11の3(3)）
[介護予防福祉用具貸与]（予防条例第233条、老企25-第四-11(2)）

次の手続きについては、原則有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

〇　福祉用具貸与

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を文書により得なくてはなりません。
②点検	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
③調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※電動車いすや移動用リフト等	特に、電動車いすや移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明してください。
※自動排泄処理装置等	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。
④使用状況の確認 【随時】 →使用方法指導 →修理	随時、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。
⑤ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】	居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、居宅サービス計画に福祉用具貸与の必要な理由を記載するとともに、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時、その必要性が検討されたうえで、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければなりません。

○　介護予防福祉用具貸与

①アセスメント →選定 →情報提供 →同意	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を文書により得なくてはなりません。
②計画に基づくサービス提供	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
③提供方法等の説明	介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
④点検	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
⑤調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※自動排泄処理装置等	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。
⑥使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導 →修理	利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。

【指導事例】

- **福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付して説明を行っていなかった。**
- **貸与した福祉用具の使用状況を全く確認していなかった。**

（３）具体的取扱方針　（販売）　[特定福祉用具販売]（居宅条例第253条、老企25-第三-12の3(4)）
[特定介護予防福祉用具販売]（予防条例第245条、老企25-第四-12(2)）

次の手続きについては、原則有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○　特定福祉用具販売

①アセスメント →選定 →情報提供 →同意	特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を文書により得なくてはなりません。
②点検	販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
③調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品	特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等の注意事項を十分説明してください。
④ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】	居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、居宅サービス計画に特定福祉用具販売の必要な理由を記載されるように必要な措置を講じなければなりません。

○　特定介護予防福祉用具販売

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を文書により得なくてはなりません。
②計画に基づくサービス提供	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
③点検	販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
④調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品	特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等の注意事項を十分説明してください。
⑤ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】	介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売の必要な理由を記載されるように必要な措置を講じなければなりません。

（４）　福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成　［福祉用具貸与］（居宅条例第238条）［特定福祉用具販売］（居宅条例第254条）

次の手続きは、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	この場合において、特定福祉用具販売（福祉用具貸与）の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画（福祉用具貸与計画）と一体のものとして作成します。
②ケアプランに沿った計画作成	福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得ます。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を利用者に交付します。
＜貸与のみ＞ ⑤モニタリング →計画変更 【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
＜貸与のみ＞ ⑥計画変更時の対応	⑤計画変更をおこなった場合は、①から④までの手続きを行わなければなりません。

※福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画の作成については、P19「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成」を参考にしてください。

（５）　介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成
［介護予防福祉用具貸与］（予防条例第234条）　［特定介護予防福祉用具販売］（予防条例第246条）

次の手続きは、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防福祉用具貸与（特定介護予防福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	なお、特定介護予防福祉用具販売（介護予防福祉用具貸与）の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画（介護予防福祉用具貸与計画）と一体のものとして作成します。
②予防プランに沿った計画作成	介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成します。

③説明 　→同意	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得ます。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）を利用者に交付します。
＜貸与のみ＞ ⑤モニタリング	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。
＜貸与のみ＞ ⑥記録 　→報告 　　→計画変更 　　【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、介護予防福祉用具貸与の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければなりません。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行います。

※介護予防福祉用具貸与（特定介護予防福祉用具販売）計画の作成については、Ｐ19「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成」を参考にしてください。

平成24年介護報酬改定に関する関係Ｑ＆Ａ（平成24年３月16日介護保険最新情報Vol.267問101）

■福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画に記載すべき事項■

- 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- 福祉用具が必要な理由
- 福祉用具の利用目標
- 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

（６）　利用者に関する市町村への通知

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第27条準用)、予防条例第231条(第24条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第27条準用)、予防条例第243条(第24条準用)）

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

① 正当な理由なしに福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

【福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成】

利用者状況の把握

利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境の把握（アセスメント）を行う。

■ポイント■

・利用者希望の把握、利用者の可能性の発見、隠れたニーズの把握をする。

課題（ニーズ）の特定

アセスメントに基づき、課題を特定する。

■ポイント■

・利用者の希望と課題（ニーズ）を区分する。

福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画の作成

【記載すべき事項】
① 計画書の作成者氏名、作成年月日
② 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
③ 福祉用具が必要な理由
④ 福祉用具の利用目標
⑤ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
⑥ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

■ポイント■

・福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画は特定福祉用具販売（福祉用具貸与）の利用がある場合は、貸与と販売の計画を一体的に作成する。
・居宅サービス計画に沿って作成する。
※居宅介護支援事業所との連携についてはP20 参照

利用者への福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画の原案の説明、同意

計画を作成・変更する場合、原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。

福祉用具貸与（特定福祉用具販）計画の交付

決定したら、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画を利用者に交付する。

サービスの実施状況を確認し、サービス計画の見直しの必要性を検討します。

福祉用具貸与計画の評価・見直し

福祉用具専門相談員は実施状況の把握（モニタリング）を行い、福祉用具貸与計画の内容を評価し必要に応じ見直しを図ります。

■介護予防福祉用具貸与のポイント■

① 介護予防福祉用具貸与計画にサービスの提供期間を設定する。
② 提供期間内に少なくとも１回モニタリングを行わなくてはならない。
その結果を介護予防支援事業者に報告しなくてはならない。
③ モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合、介護予防支援事業者に相談の上、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行う。

【居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携】

５　サービス提供後

（１）　利用料等の受領　［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第235条、予防条例第224条）

①　法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者負担相当額の支払いを受けなければなりません。
②　法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から支払われる利用料の額と、介護保険内の利用料との間に、不合理な差額を生じないようにしなければなりません。
③　次の費用の額の支払を利用者から受けることができます。
　実施地域外の交通費、搬入に関わる費用（※）
　※福祉用具貸与の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要となる場合
④　定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にも関わらず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該貸与している福祉用具を回収すること等により、福祉用具貸与の提供を中止することができます。

＜領収書＞
・　福祉用具貸与サービスの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

※指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、利用者から前払いにより数ヶ月分の利用料を徴収することも可能ですが、この場合であっても、要介護認定の有効期間を超える分については、利用料を徴収してはいけません。

【ポイント】

ア　利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。
イ　サービスの内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得なければなりません。
ウ　請求書は、利用者が支払う費用等の内訳がわかるように区分してください。

（２）　販売費用の額等の受領
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第251条、予防条例第240条）

①　現に特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けます。
②　次の費用の額の支払を利用者から受けることができます。
　実施地域外の交通費、搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用（※）
　（※）特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置に要する費用

＜領収書＞
・　特定福祉用具サービスの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

【ポイント】

ア　利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。
イ　当該サービスの内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得なければなりません。
ウ　請求書は、利用者が支払う費用等の内訳がわかるように区分してください。

（３）　保険給付の請求のための証明書の交付
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第245条(第22条準用)、予防条例第231条(第22条準用)）

償還払いを選択している利用者から費用の支払い（10 割全額）を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を保険者に対して請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければなりません。

（４）　保険給付の申請に必要となる書類等の交付
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］(居宅条例第252条、予防条例第241条)

次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければなりません。

① 当該指定特定福祉用具販売事業所名称
② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
③ 領収書
④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

【ポイント】

単に書類を交付するだけではなく、償還払であることも併せて説明してください。

６　事業所運営

（１）　管理者の責務
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第245条(第51条準用)、予防条例第231条(第49条準用)）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第51条準用)、予防条例第243条(第49条準用)）

管理者は、従業者の管理及び福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならず、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。

【ポイント】

＜従業者の勤務管理＞
○　タイムカード等によって出勤状況を確認できるようにしてください。
○　基準以上の人員配置になるよう、適正な勤務ローテーションを組んでください。
○　毎月適正な勤務状況であったか、実績を確認し、記録を正確に残してください。
○　従業者との雇用関係が確認できるよう雇用契約書等を事業所に保管し、健康診断の実施や労働関係法令を遵守し、雇用してください。
○　資格が必要な職種（福祉用具専門相談員）については、資格を確認し、資格証等の写しを事業所で保管してください。

労働関係法令については、労働基準監督署等に相談するなどして、適正な事業運営をしてください。

【指導事例】

・　**従業者の出勤状況が確認できる記録がなかった（不明瞭であった）。**
・　**従業者との雇用関係が確認できる書類が保管されていなかった。**

（２）　運営規程
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第239条、予防条例第225条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第239条準用)、予防条例第243条(第225条準用)）

①次に掲げる事業所の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

ア　事業の目的、運営の方針、事業所名称、住所
イ　従業者の職種、員数及び職務の内容
ウ　営業日及び営業時間
エ　福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の提供方法（※１）、
　　取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）（※２）
　　その他の費用の額
オ　通常の事業の実施地域
カ　その他運営に関する重要事項
・従業者の研修機会の確保
・衛生管理（※３）
・従業者（従業者であった者を含む。）の秘密保持
・苦情処理
・事故発生時の対応

（※１）福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。
（※２）・福祉用具貸与　　：法定代理受領サービスである利用料（一割負担）、法定代理受領サービスでない利用料を指します。
　　　　・特定福祉用具販売：特定福祉用具の購入に要する費用を指します。
（※３）福祉用具貸与の場合は、福祉用具の消毒の方法について規定してください。委託消毒の場合は、委託先法人名、事業所名、事業所所在地、委託の範囲を記載してください。

②指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、利用者の福祉用具（特定福祉用具）の選択に資するため、福祉用具貸与事業所（特定福祉用具販売事業所）にその取り扱う福祉用具（特定福祉用具）の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備えなければなりません。

【ポイント】

運営規程は事業所の指定申請の際に作成しています。
指定後は、事業所名称、所在地、営業日、利用料（販売費用の額）、従業員の員数等の内容の変更の都度、運営規程も訂正しておく必要があります。（修正した年月日、内容を最後尾の付則のところに記載しておくことで、事後に確認しやすくなります。）

（３）　勤務体制の確保等
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第245条（第99条準用）、予防条例第231条(第94条準用)）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第99条準用)、予防条例第243条(第94条準用)）

利用者に対し、サービスの提供ができるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

【ポイント】

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。

（４）　適切な研修の機会の確保・知識及び技能の向上等
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第240条、予防条例第226条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第240条準用)、予防条例第243条(第226条準用)）

・　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければなりません。
・　福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。
・　福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、
・　福祉用具貸与(販売)に関する必要日識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めること。
・　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福用用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められているため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと。

（５）　福祉用具の取扱種目
［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第241条、予防条例第227条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条（第241条準用）、予防条例第243条（第227条準用））

利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取扱うようにしなければなりません。

（６）　衛生管理等　［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第242条、予防条例第228条）

・　福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。

・　回収した福祉用具を、その種類、材質等から適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、消毒済み福祉用具と未消毒の福祉用具を区分して保管しなければなりません。
また、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記した標準作業書を作成し、これに従い、消毒種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法で消毒を行うものとします。

・　自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意することが必要です。

・　福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができますが、この場合、**委託等の契約内容**（※）において、保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければなりません。

（※）委託等の契約には、次の①～⑦に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。
①　委託等の範囲
②　委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
③　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が適切に行われたことを、福祉用具貸与事業者が、定期的に確認できる旨
④　福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し受託者等に指示を行い得る旨
⑤　福祉用具貸与事業者が業務改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合に当該措置が講じられたことを、福祉用具貸与事業者が確認する旨
⑥　委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在
⑦　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項
●　福祉用具貸与事業者は、前記委託等の契約内容のうち③及び⑤の確認の結果の記録を作成しなければなりません。（２年間保存しなければなりません）また、④の指示は、文書により行わなければなりません。

・　**委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しなければなりません。**
・　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければなりません。

【指導事例】

・　**消毒業務行っている場所を訪問したことがなく、委託事業所の業務の実施状況について全く確認していなかった。**

（７）　掲示及び目録の備え付け

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］　（居宅条例第243条、予防条例第229条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条（第243条準用）、予防条例第243条（第229条準用））

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料、苦情処理の概要等）を掲示しなければなりません。

また、利用者の選択に資するため、事業所にその取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料（販売費用の額）その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。

（８）　秘密保持等

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第245条(第35条準用)、予防条例第231条(第32条準用)）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第35条準用)、予防条例第243条(第32条準用)）

ア　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏してはなりません。
イ　過去に従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。
ウ　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

【ポイント】

ア　従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に誓約させるなどの措置を講じてください。
イ　利用者からは、個人情報使用同意書等を徴してください。
ウ　個人情報保護法の遵守について
　介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドラインが厚生労働省から出されています。
　→「個人情報保護について」（Ｐ41）参照

（９）　広告

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］(居宅条例第245条(第36条準用)、予防条例第231条(第33条準用)）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第256条(第36条準用)、予防条例第243条(第33条準用)）

福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはなりません。

(10)　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］(居宅条例第245条(第37条準用)、予防条例第231条(第34条準用)）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］(居宅条例第256条(第37条準用)、予防条例第243条(第34条準用)）

居宅介護支援事業者による居宅サービス事業者の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁じられています。

【ポイント】

このような行為は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。

（11）　苦情処理
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条、(第38条準用)、予防条例第231条(第35条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第38条準用)、予防条例第243条(第35条準用)）

提供した福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の**必要な措置**を講じなければなりません。

＜事業所が苦情を受けた場合＞
利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

＜市町村に苦情があった場合＞
市町村から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しなければなりません。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行わなければなりません。市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を市町村に報告しなければなりません。

＜国保連に苦情があった場合＞
利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければなりません。また、国保連から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国保連に報告しなければなりません。

【ポイント】

＜利用者からの苦情に対応するための必要な措置＞
「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、事業所に掲示すること等です。
→　Ｐ25（７）掲示及び目録の備え付け

＜苦情に対するその後の措置＞
事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行わなければなりません。

（12）　地域との連携
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第39条準用)、予防条例第231条(第36条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第39条準用)、予防条例第243条(第36条準用)）

提供したサービスに対する利用者又はその家族からの苦情に関しては、市町村が派遣する介護相談員等による相談や援助に協力するよう努めなければなりません。
なお、介護相談員派遣事業のほか、市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業も含まれます。

(13)　事故発生時の対応
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第40条準用)、予防条例第231条(第37条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第40条準用)、予防条例第243条(第37条準用)）

＜実際に事故が起きた場合＞

- ・　市町村、家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行い、必要な措置を講じる必要があります。
- ・　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する必要があります。
- ・　福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う必要があります。

【ポイント】

ア　事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、事業所で定め、従業員に周知すること。
イ　少なくとも事業所が所在する市町村については、どのような事故が起きた場合に市町村に報告するかについて把握すること。
ウ　事業所における損害賠償の方法（保険に加入している場合にはその内容）について把握すること。
エ　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

（具体的に想定されること）

- ・　事故等について報告するための様式を整備する。
- ・　従業者は、事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い事故等について報告すること。
- ・　事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・　事例の分析に当たっては、事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。
- ・　報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ・　防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

（事故になるのを未然に防ぐ）

- ・　事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる必要があります。
- ・　事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を収集し、未然防止対策を講じる必要があります。

※　本市への事故報告についての詳細はホームページをご確認ください。
横浜市ホームページ　＞　健康福祉局 ＞ 高齢者福祉の案内 ＞ 事業者の方へ
＞ 介護保険事業運営・開設関連情報 ＞　１．全サービス共通 ＞ 3.　事故報告取扱い要領関連資料
（　http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kaigo/#kyoutuu　）

【指導事例】

・　市町村への事故報告の範囲・方法を把握しておらず、事故報告をしていなかった。

(14)　会計の区分
[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅条例第245条(第41条準用)、予防条例第231条(第38条準用)）
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅条例第256条(第41条準用)、予防条例第243条(第38条準用)）

福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

★具体的な会計処理等の方法について
→「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年３月28日老振発第18号）」参照。

（15） **記録の整備**

［福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与］（居宅条例第244条、予防条例第230条）
［特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売］（居宅条例第255条、予防条例第242条）

○共通

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、そのうち次に掲げる記録は、その完結の日から**５年間**保存しなければならない。

①従業者の勤務の体制についての記録

②居宅介護サービス費の請求に関して、国民保険団体連合会に提出したものの写し

○福祉用具貸与

利用者に対する福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、次に掲げる①②④⑤⑥の記録についてはその完結の日から２年間、③の記録についてはその完結の日から５年間保存しなければなりません。

① 福祉用具貸与計画

② 福祉用具の保管又は消毒を委託業者に行わせる場合、業務の実施状況の記録、委託業者へ改善指示を行った際の確認の記録

③ 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録

④ 市町村への通知［P18（６）利用者に関する市町村への通知］に係る記録

⑤ 提供した福祉用具貸与サービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録

⑥ 提供した福祉用具貸与サービスに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

○特定福祉用具販売

利用者に対する特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、次に掲げる①③④⑤の記録についてはその完結の日から２年間、②の記録についてはその完結の日から５年間保存しなければなりません。

① 特定福祉用具販売計画

② 提供した具体的なサービスの内容等の記録

③ 市町村への通知［P18（６）利用者に関する市町村への通知］に係る記録

④ 提供した特定福祉用具販売サービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録

⑤ 提供した特定福祉用具販売サービスに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【ポイント】

提供した個々のサービスの内容等の記録として、次の書類を整備しておきましょう。

1 重要事項説明書
2 契約書
3 福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画
4 居宅サービス計画
5 業務日誌
6 個人記録
7 請求書・領収書の控え
8 苦情の記録
9 事故記録

Ⅵ　介護報酬請求上の注意点について

（１）　要介護１の者等に係る福祉用具貸与費
［福祉用具貸与］（老企36第2－9（2））
［介護予防福祉用具貸与］（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第二11の(2)）

①　算定の可否の判断基準

要支援、要介護１の利用者に対する「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）の貸与に関しては、原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」は要介護１の利用者に加え、要介護２・３の利用者に対しても、原則として算定できません。

しかしながら、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）の第 31 号のイで定める状態像に該当する者（※）については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

＜算定可否の判断基準＞ （※）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）の第 31 号のイで定める状態像に該当する者とその判断基準についての詳細はＰ31 を参照		
ア	原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。	
イ	ただし、アの（２）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（３）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。	
ウ	また、アにかかわらず、次のｉ）からｉｉｉ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。	
	ｉ）	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者（例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）
	ii）	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者（例　がん末期の急速な状態悪化）
	iii）	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者（例　ぜんそくの発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）
	※注　括弧内の状態は、あくまでもｉ）～iii）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。 また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ｉ）～iii）の状態であると判断される場合もありうる。	

② 基本調査結果による判断の方法

基本調査の結果の確認については、次に定める方法によることとされています。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

＜基本調査結果の確認方法＞	
ア	当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（＝調査票の写し）の内容が確認できる文書を入手することによること。
イ	当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

【指導事例】

- **軽度者に対する対象外種目などの貸与について、貸与可能であるか、認定調査票等で確認せずに貸与していた。**
- **軽度者に対する対象外種目などの貸与について、認定調査票についての必要な部分の写しを入手していなかった。**

【要介護１の者等（軽度者）に対する福祉用具貸与費の算定可否の確認フローチャート】

軽度者（要支援、要介護１）に対する対象外種目の貸与判断基準

※　自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については要支援、要介護１・２・３の利用者が対象です。

※　軽度者に対象外種目を貸与できるかの判断は、基本的に認定調査票の基本調査部分で行います。

対象外種目	貸与条件	厚生労働大臣が定める者のイ		厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 確認箇所	確認内容
ア 車いす及び 車いす付属品	（1）または（2）に該当	（1）	日常的に歩行が困難な者	1−7	「3．できない」に○がついているか
		（2）	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当なし	⇨ 主治医からの情報＋サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 →　サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	（1）または（2）に該当	（1）	日常的に起きあがりが困難な者	1−4	「3．できない」に○がついているか
		（2）	日常的に寝返りが困難な者	1−3	「3．できない」に○がついているか
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	右記に該当	日常的に寝返りが困難な者		1−3	「3．できない」に○がついているか
エ 認知症老人徘徊感知機器	ＡとＢの両方が該当	Ａ	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （右記の３つのうち１つでも該当すれば可）	3−1	「2．ときどき伝達できる」 「3．ほとんど伝達できない」 「4．できない」のいずれかに○がついているか
				3−2から3−7	6個の質問のうち、いずれか「2．できない」に○がついているか
				3−8から4−15	17 個の質問のうち、いずれか「2．ときどきある」または「3．ある」に○がついているか その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		Ｂ	移動において全介助を必要としない者	2−2	「1．介助されていない」または「2．見守り等」または「3．一部介助」に○がついているか
オ 移動用リフト （つり具の部分を除く）	（1）または（2）または（3）に該当	（1）	日常的に立ち上がりが困難な者	1−8	「3．できない」に○がついているか
		（2）	移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2−1	「3．一部介助」または「4．全介助」に○がついているか
		（3）	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当なし	⇨ 主治医からの情報＋サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 →　サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
カ 自動排泄処理装置	（1）及び（2）に該当	(1)	排便が全介助を必要とする者	2−6	「4．全介助」に○がついているか
		(2)	移乗が全介助を必要とする者	2−1	「4．全介助」に○がついているか

（2）複数の福祉用具を貸与する場合の価格

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

〇複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。

そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず２つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定すること。

〇減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができること。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

〇減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料(以下、「単品利用料」という。)に加え、減額の対象とする場合の利用料(以下、「減額利用料」という。)を設定することとする。また、１つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において１つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定すること。

〇減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年３月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。)等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

〇減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るＱ＆Ａ(vol. ２)」（平成15年６月30日事務連絡)にて示されている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じること。

〇利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

〇居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

〇その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定するよう留意すること。

（３）　特別地域における加算
［福祉用具貸与］(厚告19-11注1)（老企36 第2-9(1)③）［介護予防福祉用具貸与］(厚労告127-11注1)

○　特別地域加算の対象地域（※１）に所在する場合であって、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算します。

○　特別地域加算の対象地域（※１）に所在する事業所が、複数の福祉用具を同一利用者に同時に貸与した場合については、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の 100%に相当する額を限度として加算できる。この場合において、交通費の額が 100%に相当する額に満たないときは、交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとします。

（※１）横浜市内には該当する地域はありません。

（４）　中山間地域等における小規模事業所に対する加算
［福祉用具貸与］(厚告19-11注2)（老企36 第2-9(1)④）［介護予防福祉用具貸与］(厚労告127-11注2)

○　特別地域加算対象地域を除く、中山間地域等（特定農山村法に基づく特定農山村地域等）（※１）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※２）に適合する事業所の場合、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の３分２に相当する額を限度として所定単位数に加算する。当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。

○　特別地域加算対象地域を除く、中山間地域等（特定農山村法に基づく特定農山村地域等）（※１）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※２）に適合する事業所が複数の福祉用具を同一利用者に同時に貸与した場合については、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を限度として、加算できるものとします。この場合において、交通費の３分の２に相当する額に満たないときは、合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとします。

（※１）横浜市内には該当する地域はありません。

厚生労働大臣が定める施設基準（※２）

１月あたり平均実利用者数（＊）が 15 人以下の福祉用具貸与事業所及び５人以下の介護予防福祉用具貸与事業所であること。

平均実利用者数：①　前年度（３月を除く）の１月当たりの平均実利用者数
②　前年度の実績が６月に満たない事業所については直近の３月における１月の平均利用者数を用いる。
③　新たに事業を開始し、又は再開した事業者は、４月目以降に算定が可能となる。
④　３月平均で計算する場合は、毎月ごとに記録し、３月平均で所定の人数を上回った場合は、直ちに当該加算の取り下げの申請をしなければならない。

（5）　中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算

［福祉用具貸与］(厚告19-11注3)(老企36 第2-9(1)⑤)［介護予防福祉用具貸与］(厚労告127-11注3)

○　中山間地域等（特定農山村法に基づく特定農山村地域等）（※１）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の３分１に相当する額を限度として所定単位数に加算します。なお、加算を算定する利用者については、運営規程に定める「通常の事業の実施地域外の交通費」の支払を受けることはできません。

○　中山間地域等（特定農山村法に基づく特定農山村地域等）（※１）に居住している利用者に対して、通常の事業に実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に同時に貸与した場合については、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を限度として、加算できるものとします。この場合において、交通費の３分の１に相当する額に満たないときは、合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとします。

（※１）横浜市内には該当する地域はありません。

（6）　他のサービスとの関係

［福祉用具貸与］　(厚告19-11 注5)　［介護予防福祉用具貸与］　(厚労告127-11 注3)

○　利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は算定できません。

○　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は算定できません。

（7）　月の中途における契約・解約の取扱い　［福祉用具貸与］［介護予防福祉用具貸与］(H15．6．30 国Ｑ＆Ａ)

Ｑ：月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について。

Ａ：福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が 1 月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その計算方法を運営規程に記載する必要がある。なお、介護給付明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

（8）　居宅介護福祉用具購入費支給限度額について　［特定福祉用具販売］［特定介護予防福祉用具販売］　(厚告34)

○　年度における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は 10 万円です。

（9）居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合

［特定福祉用具販売］　［特定介護予防福祉用具販売］　(介護保険法施行規則第70 条)

○　毎年４月１日からの 12 月間において、当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く）を既に購入しており、かつ居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）が支給されている場合は、居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）は支給できません。

○　ただし、既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他の特別の事情がある場合であって、市町村が居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合は、この限りではありません。

福 祉 用 具 の 種 目

○福祉用具貸与

・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（厚告 93）
・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて　（老企 34）

＜対象種目＞

貸与の対象となる用具は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置の 13 種目が指定されている。

1　車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

①　自走用標準型車いす
→日本工業規格（JIS）T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む）をいう。
　また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

②　普通型電動車いす
→日本工業規格（JIS）T9203：2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。
　なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③　介助用標準型車いす
→日本工業規格（JIS）T9201：2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む）をいう。
　また、日本工業規格（JIS）T9203：2010 のうち介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

2　車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと「一体的に使用されるもの」に限る。

「一体的に使用されるもの」
→車いすの貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品

①　クッション又はパッド
→車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のもの

②　電動補助装置
→自走用標準型車いす又は介助用標準型車椅子に装着して用いる電動装置であって、電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するもの

③　テーブル
→車いすに装着して使用することができるもの

④　ブレーキ
→車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するもの

３　特殊寝台

「サイドレール」が取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって次に掲げる機能のいずれかを有するものに限る。

１　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

２　床板の高さが無段階に調整できる機能

「サイドレール」

利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの

４　特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と「一体的に使用されるもの」に限る。

「一体的に使用されるもの」

→特殊寝台の貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品

①　サイドレール

→特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの

②　マットレス

→特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するもの

③　ベッド用手すり

→特殊寝台の側面に取付けが可能であり、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするもの

④　テーブル

→特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるもの

⑤　スライディングボード・スライディングマット

→滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであり、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるもの

⑥　介助用ベルト

→居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移譲等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第三項第七号に掲げる「入浴介助用ベルト」は除かれる。

５　床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

１ 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

２ 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

①　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的としたもの

②　水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであり、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの

６　体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

・空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの（起き上がり補助装置を含む）
・体位の保持のみを目的とするものは除く

７　手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。
→ベッド用手すりは除く

①　居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
②　便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの

８　スロープ

段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。

・段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
・個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものを除く

９　歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
１　車輪を有するものにあっては、「体の前及び左右を囲む「把手」等を有するもの」
２　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

「把手」
手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類
「体の前及び左右を囲む把手等を有する」
・体の前及び体の左右の両方に有するもの
・ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。
・把手の長さについては、要介護者等の身体の状況により異なるものであり長さは問わない。

10　歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11　認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第５条第２項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

・認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
（離床センサーを含む）

・２つ以上の機能を有する福祉用具について
　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
　但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。
※認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通院機能の価格を転嫁する等の行為は認められません。

12　移動用リフト（つり具の部分は除く）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）

①　床走行式
→つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの
②　固定式
→居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの
③　据置式
→床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ移動させるもの（エレベータ及び階段昇降機は除く）

13　自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。
交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

○特定福祉用具販売

・厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び
　厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売の種目（厚告 94）
・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（老企 34）

＜対象種目＞

販売の対象となる用具は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分の５種目が指定されている。

１　腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。
①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）
②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。
但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

２　自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

３　入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
①浴用椅子　→　座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの
②浴槽用手すり　→　浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
③浴槽内椅子　→　浴槽内に置いて利用することができるもの
④入浴台　→　浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるもの
⑤浴室内すのこ　→　浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの
⑥浴槽内すのこ　→　浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
⑦入浴用介助ベルト　→　居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの

４　簡易浴槽

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」
硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なもの

５　移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

○２つ以上の機能を有する福祉用具について

・福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
・当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。
※認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められません。

個人情報保護について

平成 17 年４月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。
具体的な取扱いのガイドラインは、厚生労働省が出しています。

※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
⇒厚生労働省のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1224-11a.pdf

ポイント	具体的な内容等
①　利用目的の特定	・個人情報を取り扱うにあたり、利用目的を特定する。 ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけない。
②　適正な取得、利用目的の通知	・偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。 ・あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。 →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載） 通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）
③　正確性の確保	・個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
④　安全管理・従業員等の監督	・個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置 →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理 ・従業者に対する適切な監督 ・個人データ取扱いを委託する場合は、委託先に対する監督
⑤　第三者への提供の制限	・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。
⑥　本人からの請求への対応	・本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。 ・本人から保有個人データの訂正等を求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。
⑦　苦情の処理	・苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理 ・苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備

※　上記の厚生労働省ガイドラインに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与の両サービスの指定を受けているのであれば、職員は両サービスを兼務していることになるので、勤務形態は常勤であればB、非常勤であればDになります。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両サービスの指定を受けているのであれば、勤務時間は両サービスを合わせた勤務時間を記載してくださ

勤務形態一覧表は4週分のものではなく、暦月（毎月1日から末日）分のものを作成します。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

（　27 年　4 月分）　**サービス種類**　（ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売　）

事業所番号（　1234567890　）　**事業所名**（　みなと福祉用具センター　）

職　種	勤務形態	資格	氏　名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4月の合計	常勤換算後の人数
				水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
管理者	B		横浜　二郎	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	92	ー
福祉用具専門相談員	B	福祉用具専門相談員講習修了者	横浜　二郎	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	92	
福祉用具専門相談員	B	福祉用具専門相談員講習修了者	元町　太郎	8	8	8			8	8	8	休	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	168	1
福祉用具専門相談員	D	介護福祉士	臨海　花子	8					8		8					8		8					8		8					8		8			72	
福祉用具専門相談員	D	義肢装具士	山下　さくら	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	132	
福祉用具専門相談員計																																			464	2.6

他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載してください。

勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間で記載します。時間外の勤務については除いてください。

勤務形態　A　常勤専従　　B常勤兼務　　C非常勤専従　　D非常勤兼務

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数に係わらず常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は、退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。
ただし、非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間　5 日（a）　週 40 時間（b）

常勤職員の休暇等については、1月を超える休暇等を除き、常勤換算の計算上、勤務したものとみなすことができます。その場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。非常勤職員の休暇は勤務したものとしては認められません。

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間　8 時間（c）

〇月の常勤職員が通常勤務すべき日数　22.0 日（d）

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合　当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法　（a）×4＋（月の日数−28）×（a）÷7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数　（c）×（d）　176 時間（e）

常勤換算　常勤専従職員（予防との兼務は専従とみなす）の人数＋（非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数

常勤の勤務すべき時間数が事業所で複数設定されることは想定されません。

（88＋72＋132）÷176=1.6
1＋1.6＝2.6
※小数点第2位切り捨て
（管理者としての勤務時間88時間は含まれていません。）